

2025年10月22日

藤沢市教育委員会

いじめ重大事態調査結果報告書（公表版）

第1 概要

藤沢市立A中学校（以下「当該中学校」という。）に対して、当時在籍していた生徒（以下「対象生徒」という。）の保護者（以下「対象生徒保護者」という。）から、所属する学級内で対象生徒に対するいじめが発生し、それによって登校できないと伝えられ、欠席が継続した（以下「本事案」という。）。

この事態を受け、2022年12月8日、当該中学校は、藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、本事案がいじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」という。）第28条第1項規定の重大事態にあたるとして報告した。そして、教育委員会は、2023年1月13日付で藤沢市長に対し報告をし、同月20日付で、5人の委員全員が第三者で構成する藤沢市いじめ問題調査委員会（以下「本調査委員会」という。）に対し、本事案に関する調査を行うよう諮問を行った。

本調査委員会は、2023年1月、諮問事項につき調査（以下「本調査」という。）を開始し、2025年5月、教育委員会に対し、本調査の結果報告を答申した。

第2 調査結果

1 いじめの事実について

本事案において、関係する生徒（以下「関係生徒」という。）は皆、対象生徒が在籍する学校の同級生であり、対象生徒と一定の人的関係にある。

そして、一部の関係生徒の対象生徒に向けられた軽蔑的・侮辱的言動があり、こうした言動に引きずられて周囲で笑うなどの関係生徒の追隨的な態度や、これらによって派生する学級の嘲笑的な雰囲気そのものが対象生徒に向けられた軽蔑的・侮辱的言動でもあり、これらの言動すべては、対象生徒に心理的・物理的影響を与える行為であって明確に精神的苦痛を与えていたといえることから、いじめ防止法第2条の「いじめ」とあると認定できる（以下「本件いじめ」という。）。

2 学校と教育委員会の対応について

（1）学校の対応の課題

ア いじめの誘因となった校内での問題行動の継続と相互不信の拡大

本件いじめの発生時において、学年・学級内には、特定かつ一定数の生徒らによる多くの問題行動や生徒間の相互不信を生む不安な状況が顕在化していた。

イ 教員と生徒の信頼関係の揺らぎ

学年の教員集団が生徒に真摯に向き合おうとしていたことは認められるが、上

記問題行動の継続と相互不信や不安の拡大の状況から、教員と生徒との信頼関係に揺らぎが発生し、教員による指導・支援の成果は十分に上がっていたとはいえなかった。

ウ 問題行動等への適時的な指導・支援の不徹底

当該学年においては問題行動等の発生に際し、教員が、その日のうちに事実を確認し、必要に応じて家庭訪問するなどの適時的な指導・支援が十分でなかった。

エ 適時の生徒情報の活用と生徒指導体制の見直し

対象生徒からのいじめ被害に関する発信は、いじめが本格化する2年次の10月以前から行われていた。これに対し、当該中学校は事情を確認するなど、一定の対応をしていたことは認められたが、学校組織として、適時的に生徒情報が活用され、解決に向けた指導・支援を的確に行って指導効果を上げていった経過は把握できないことから解決に向けた指導・支援の不徹底があったといわざるを得ない。

オ 相互に認め合う学級集団づくりに欠かせない生徒理解と特性理解

教員が、小学校からの情報や生徒個々の不適応状況等により把握できた各生徒の特性について、必要な配慮を行うなどの生徒理解を進めていたが、生徒らが相互に認め合う学級集団づくりに欠かせない生徒理解・特性理解に達していたとまではいえない。

カ いじめの事後指導に関する課題

本件いじめが顕在化してきた2年次の10月以降、教員たちが、関係生徒に対し、注意を促していることは確認できたが、問題の本質を理解し、自身の行動を見つめ直して、その成長と問題の解決に導くまでには至っていなかった。また、教員たちは、関係生徒の保護者に対しても協力を求めたが、保護者自身が本件いじめの事実を受け入れようとしない傾向もあり、学校、家庭双方において、関係生徒の指導に行き詰まる状況もあった。

他方、当該中学校はアンケートを活用し、学級全体、学年全体への指導などを中心に事後指導を行っており、これには一定の教育効果があったと評価できる。

キ 学校経営上の課題

上記ア～カで指摘した課題は、すべて学校の全組織をあげた取組が必要であり、学校管理職の経営手腕が問われる学校経営上の課題である。学校には、校長のリーダーシップのもと教職員が参画して学校経営体制を強化し、組織の全力を挙げて問題の解決・克服に取り組む責務がある。

当該中学校は、種々の教育課題に対して、教職員による問題意識の共有と、その克服を目指す組織運営の意識が十分に醸成されていたか、教職員が一貫したオペレーションを行える組織運営の体制を確立していたかという点について、検証すべきである。

(2) 教育委員会の対応の課題

ア いじめ重大事態に関する学校からの報告形式

当該中学校から教育委員会に対し、いじめ防止法第28条第1項の重大事態として本件いじめの報告について、文書による明示的な報告が行われていなかった。

イ 指導主事の学校担当体制の実情

教育委員会教育指導課の現在の体制において、一人の指導主事の担当する学校数が6校と多数に及んでいること、担当年限が基本的に1年と短いこと、学校とのやり取りが校長のみとなっていることなどから、指導主事が学校に対し、緊密かつ適切な指導・助言が行える体制とはなっていない。

ウ 指導困難校への専門支援スタッフの派遣

教育委員会は、市の問題解決支援員、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、県の問題行動等非常勤講師を当該中学校に派遣し、また、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）が、週2日、当該中学校に勤務し、種々の生徒等への相談活動や教員への個々のケースのカンファレンスを行うなど、当該中学校との間で必要な連携を図ってはいたものの、当該中学校が専門的知見を十分に活用できていなかったことには、改善の余地がある。

エ 教育委員会による教職員研修

教育委員会では、学校管理職を含む教職員に対する研修について、全体計画のもと、多様な研修を毎年、定期的実施しているが、本事案の実情に照らすと、その研修が、当該中学校や教職員にとって必要のある研修としては、不十分であったと指摘できる。

3 今後の対応と再発防止について

(1) 学校における再発防止に関する提言

ア 法令の遵守と組織的ないじめ防止への取組

本件いじめへの対応の経緯について、当該中学校は、法令遵守の観点から、自ら検証する必要がある。対象生徒が「いじめ」を受けていたことに対し、当該中学校は、これを適切かつ迅速に対処できずに問題の解決が長期化したことを、本件いじめの調査報告書を基に、自らが真摯に振り返り、再発防止や、いじめ防止に取り組んでいくことを望みたい。

(ア) いじめ防止対策組織の組織機能の強化と実践

学校は、いじめ防止対策委員会を諸会議の展開の中で、明確に切り分け、教員だけでなくSCやSSWも出席し、開催すべきである。また、児童相談所や神奈川県警少年相談・保護センターと連携を図るなども検討すべきである。すべての市立学校のいじめ防止対策組織が生徒の健全な成長を支える実効力のある組織になっていくことを期待したい。

(イ) 法に則った早急ないじめの認知と適時的な指導・支援

いじめは被害であれ、加害であれ、深刻な子どもの危機であり、こうしたいじめに対しては、校長の強力なリーダーシップのもと、教職員が参画する活気ある学校経営を実現し、教職員が現状の認識を共有した上で、法に則り、早急ないじめ認知と適時的かつ積極的な指導・支援を実践できる組織体制の構築が求められる。

(ウ) 生徒情報の収集といじめの発見

学校は、いじめに関する生徒情報の収集を、質問用紙等により定期的を実施し、単純なチェック方法であったとしても、教員が丁寧に関わって、生徒との信頼関係の中で確実に聴取を行い、問題解決の実証をあげ、また、生徒個々の心情の把握だけでなく、学級等の集団全体の構造と傾向を把握し、生徒集団の構造の中で個々の生徒の立場や力関係について、総合的に把握する必要がある。

イ いじめへの対応と指導・支援 ～求められる確かな関係性～

(ア) いじめの構造と背景への理解と具体的な指導・支援

いじめを生み出す要因には、多様な問題が存在し、絡み合っており、その問題の背景には、学校教育のみならず、家庭教育を含めすべての育成に関わる事象が関係している。教職員を含め関係者は、このいじめの構造を理解しなければならず、その上で、学校は、指導・支援の実効を上げるために、生徒の教職員への信頼感が揺らがないような指導・支援の在り方を見直さなければならない。

一般的に学校がいじめの情報を得た場合、①学校は組織として対応を開始し、いじめを受けた生徒、いじめに関わった生徒に事情を聴き、これまでの生徒間の人間関係や集団の構造を踏まえながらいじめの事実を確定していく。②いじめを受けた生徒の保護と安全を確保するとともに、いじめに関わった生徒に対して事実を確認しながら相談的に接して自らを見つめさせ、その課題克服を支援していくことになる。③各生徒が自己の行動について振り返ってその責任の自覚を高め、自らの行為についての謝罪等を行って事案として問題解決に導くことが通例である。また、把握した事実と指導の経過を双方の保護者と共有し、必要な連携・協働を進めて、家庭教育による指導や支援を依頼して、いじめへの指導・支援の実効性が上がるように対応する。

(イ) いじめを受けた生徒の受容と適切な支援

いじめの認知後、学校が第一に行うべきことは、いじめを受けた生徒の保護と安全の確保及び適切な支援であるが、これらを行う前提として、発生したいじめの背景を含む人間関係の構造を十分に理解しておく必要があり、その理解と受容が、いじめを受けた生徒への支援やいじめに関わった生徒への指導等の内容を実効性のあるものにする事から、すべての教員には、各生徒に対する、深い

生徒理解だけでなく、的確な特性への理解も一層求められる。

(ウ) いじめに関わった生徒への指導と支援

いじめに関わった生徒に対しては、生徒がいじめに至った自らの人間関係の変遷を振り返り、いじめを受けた生徒の心情を思って自分の果たした役割や課題を自覚し、自己認識を新たにして今後の自己形成に役立てるように導く指導と支援が求められる。学校には、このことを目標に、実践的ないじめへの指導・支援のアプローチ方法等について研修・研鑽を重ねていくことを望みたい。

(エ) 周囲の生徒への支援・指導と家庭や地域との連携

学校には、集団内で発生したいじめについて、被害・加害の立場、傍観の立場を問わず、いじめを知り得たすべての生徒が、いじめに至った人間関係の変遷を振り返り、いじめを受けた生徒の心情を思って、自分の果たした役割や課題を自覚し、自己認識を新たにして自己形成に役立てることができるよう導くことが求められ、子ども人間関係のありようや相互のコミュニケーションのありようを健全に導く普段からの教育活動の充実も求められるところである。

子どもたちの人間関係やコミュニケーションのありようは、その基盤である家庭教育のありようが反映されたものといえるから、家庭との連携・協働はいじめの未然防止にとって必須といえ、校内で見られる子どもたちの実情を、個人情報に十分に配慮しながら、折に触れて学年や全校規模の保護者と共有し、対人関係やコミュニケーションのスキルなどについて、生徒・保護者・教職員が合同で参加する研修会やワークショップを開催するなど、すべての子どもたちの健全な成長を支えるための活動を積極的に展開することなども有効である。

ウ いじめの未然防止に向けたチーム学校の実践

(ア) 信頼感の醸成と「関係性」

a 自他の大切さを実感できる「関係性」と子どもの変容・成長

子どもに成長の力をもたらすものは、その子どもが取り結んでいる他者との人間関係の質（関係性）であり、子どもが自他の大切さを実感することが重要である。すべての教員は、この「関係性」に着目し、子どもの変容・成長を促せていたのか、各生徒との人間関係づくりや相互理解の状況を振り返り、組織全体で共有し、これからの学校づくりの基礎とされたい。

b 「行動規制中心の生徒指導」から「関係性の生徒指導」への転換

校則などの規制を徹底することで生徒を健全に導けるとする管理主義的な「行動規制中心の生徒指導」では、現代の生徒たちの成長を図ることは難しい。

教員が、逸脱を繰り返す生徒でも、周囲で状況を見つめている生徒でも、学年の生徒一人ひとりに徹底して向き合って、その健全な成長を信じて、生徒の内心が理解できるように努めることで、生徒がこれにより教員の人間性を感

じ取り、信頼の核が生まれ、相互の大切さを実感できる関係性が芽生えるのであり、これを生徒指導に生かさなければならぬ（「関係性の生徒指導」）。

今後、当該中学校は、家庭・地域の特色や生徒の実態、指導上の課題について教職員で現状認識を共有し、実情に合った生徒指導の方針や方策、組織のあり方など、生徒指導体制の再構築を図り、いじめの未然防止のみならず、問題行動や不適応などの課題克服に向けて、教職員が一体となって取り組むことのできるチーム学校の実現に努められることを求めたい。

(イ) オープンなチーム学校の指導体制

多様で複雑な要因を背景とする問題行動などに対応していくには、学校だけでなく、SCやSSW、地域関係者はもちろん、児童相談所や県警察本部少年相談・保護センターとの連携など、心理・医療・福祉・法律等の専門的知見の活用を積極的に図る必要がある。オープンな学校経営を実現し、行動連携による教育実践に取り組むことを期待したい。こうした行動連携の実践から教職員が学ぶことも多くあり、実践的なOJTとして生徒指導や教育相談の力量の向上につながるものといえる。

(ウ) 教育相談体制の整備・強化とケースカンファレンスによる実践力の向上

いじめ事案への指導・支援や未然防止の取組を強化するためには、重点的に教育相談に関する研修を行う必要がある。さらに、心理・医療・福祉・法律等の外部機関との連携やアセスメント等の活用から得られる専門的知見を活用して研修を行うとともに、個々の生徒に関するスクリーニングやケースカンファレンスを通して教職員が実践的に学び合い、生徒理解や特性理解への力量の向上を図っていく必要がある。こうした実践的・演習的な研修を行って、教職員間の個人差を縮め、学校としての総合力の向上を図ることが求められる。

(エ) 「生徒による学級づくり」と社会的スキルの育成

「生徒による学級づくり」の教育活動は、日頃からすべての生徒の居場所となる健全な生徒集団づくりのために行われるもので、いじめの未然防止に資する。その実践には、日頃から生徒の主体性を重視し、その問題解決力を信頼する校内体制が必須となる。同時に、生徒らの対人交流などの社会的スキルの育成を図っていくことも必要であるところ、アンガーマネジメントやアサーショントレーニングなどを通し、今まで以上に学校教育で実践されることを勧めたい。

(オ) 家庭・地域協働のいじめの未然防止活動

学校は、いじめの未然防止に向けて、普段から家庭・地域との協力関係を築き、家庭・地域が学校任せにするのではなく、育成の当事者としての意識を高めて取り組むように働きかける必要がある。また、教育活動に地域の多様な人材や場を活用して、温かな交流と共感のある居場所づくりや、子どもにとって広がりのある人間関係づくりを共に進めていくことなど、いじめの未然防止の活動への協

力の輪が家庭・地域に広がるように図っていきたいところである。

(2) 教育委員会における再発防止に関する提言

ア 教育委員会の学校対応上の課題から見える再発防止対策

(ア) 教育委員会による学校への指導・支援体制の強化

教育委員会に求められることは、「学校への指導性の強化」である。学校への必要な支援を行うだけでなく、学校に対して的確に指導力を発揮することが求められる。教育委員会が学校に対して自らのスタンスを明確に示して、学校への支援に偏ることなく的確に学校への指導を行うためには、次の事項について充実、改善を図っていく必要がある。

a 学校実態の総合的な把握と教育委員会の指導性の強化

教育委員会は学校の実態把握において学校に遠慮してはならず、「藤沢市民の幸福と子どもたちの成長のために」行うという学校設置者のスタンスを貫く必要がある。もっとも、学校の実情の把握は簡単にできることではない。必要な諸施策の実施や工夫、指導主事等のヒューマンリソースの効果的な活用によって可能となるが、それには人材開発や人材確保など、予算措置を伴う人的資源の十分な質と量の確保が前提となるものであり、こうした施策の思い切った強化を図ることを推奨する。

b 教育指導課の組織体制と機能の強化

藤沢市においていじめ防止への対策を強化するには、学校への指導・支援を主たる業務とする教育指導課の組織と機能の強化を図ることが必須である。全国的な傾向として今後、いじめの重大事態の調査案件の増加が予測されることを踏まえれば、藤沢市の子どもたちの健全な成長を支えるために教育指導課の組織と機能の強化は欠かせない施策といえる。

具体的には、教育指導課の業務内容を見直して他の部署との業務振り分けなども行い、いじめや不登校等の児童生徒の諸問題への対応と未然防止に集中できるように教育指導課の組織の見直しと機能の強化を推奨する。

さらに、学校の状況や問題の深刻さに応じて学校に「学校課題指導・支援チーム」を派遣する新たな制度創設を推奨する。

これらの事業の実現には、人員確保及び予算措置が求められるが、藤沢市の子どもたちの健全な成長に欠かせない事業として優先した対応を期待したい。

c 定型の報告シート、各所への報告書、議事録の書式の提供と統一化

いじめに関する取組では報告と記録の作業が多い。これらの文書を定型化し、市立学校での統一化を図ることにより、遺漏を防止し、確認すべき事項も明確となる。あらかじめ教育委員会が、いじめ認知の報告書等の書式を用意し、すべての市立学校に対し、記載例や留意点を示した上で使用させることを勧

めたい。

(イ) 重大事態等の問題解決に向けた指導性高い人材の確保と育成

教育委員会が学校への高い指導性を発揮していくためには、学校現場で校長や教職員、場合によっては保護者や地域関係者等と向き合って具体的に指導・支援に当たる人材の確保と育成が欠かせない。特に、いじめの重大事態が発生した場合、学校の実情を普段から掌握している指導主事とその所管組織である教育指導課の対応が鍵となる。

その人材の確保と人材の育成に向けて、教育指導課の指導主事・派遣される専門スタッフ等に対して実践的な研修やOJTを行うなどして、事案対応・危機対応における練度を上げていく必要がある。本報告書をはじめ、これまで対応してきた多くの事案・事例を活用しながら実践力を高める研修を行うことを勧める。

イ 教育委員会による再発防止対策

(ア) 学校による児童生徒の集団構造や適応状況の把握を強化する施策

教育委員会は、学校の児童生徒の情報収集について、学級等の集団全体の構造を把握するとともに、集団の中での個々の児童生徒の立場や力関係を総合的に把握できるように学校を指導・支援する必要がある。そのためには、児童生徒の集団構造と適応状況を把握するアセスメントの実施を全校で実施していけるように、予算措置を含む条件整備を行う必要がある。

具体的には、文部科学省の「学校風土の把握ツール」等を全校が活用できるように必要な施策を実施していくことを勧める。

(イ) オープンなチーム学校の指導体制強化とケースカンファレンスの促進

学校には、心理・医療・福祉・法律等の専門的知見を積極的に活用するオープンな指導体制づくりが求められるところ、学校が外部専門機関と行動連携を図ろうとすると予算面や時間確保等において課題もあり、守秘義務規定を巡る法規的な整備も必要となることから、学校が外部専門機関との連携が容易に行えるように、教育委員会は条件整備をして、機関連携のシステム作りや専門家派遣に関する予算措置など、関係施策の実施に取り組む必要がある。

(ウ) 児童生徒による「いじめのない集団づくり」の促進

教育委員会が行っている全市的な「Stopいじめ 中学生の集い in ふじさわ」や「いじめ防止キャンペーン」などの施策が、単に「イベント」として市民や児童生徒に理解されることのないように、各学校の児童生徒による自主的な「いじめのない集団づくり」やいじめの未然防止の取組に連動して行われ、各学校の児童生徒の活動が活性化されるように取り組む必要がある。

(エ) 「豊かな情操や道徳心の育成」と「心の通う対人交流の能力の開発」

前項の児童生徒による「いじめのない集団づくり」を進めていくには、「豊か

な情操や道徳心の育成」と「心の通う対人交流の能力の開発」が重要となる。これらを目指した教育活動が、全ての市立学校で実践されて教育成果が上がるように、教育委員会は継続的に学校への指導・支援を行う必要がある。いじめ防止にかかる教材や社会的スキルの育成にかかる教材等の開発や提供、教員による研究活動の促進や支援、指導者研修の実施など必要な施策を手厚く行っていくことを勧める。

(オ) 市民社会協働のいじめ防止活動の促進

教育委員会は、学校だけでなく、家庭・地域が責任を自覚していじめ防止活動を協働して進めるというスタンスを明確に示していく必要がある。その上で、市民一人ひとりが当事者意識をもって、いじめ防止への市民社会協働の取組が活発化するように、あらゆる機会や施策を活用して働きかけていきたい。

具体的には、教育委員会が全市的な視野をもって、いじめの実態や子どもたちの実情について啓発資料を配付したり、子どもの「道徳心」、「対人交流能力」等の育成に家庭・地域の教育力が必須であることを広報したりすることは、市民ベースのいじめ防止活動を促進するために有用であり、これらは教育委員会にしかできない取組といえる。

そのためには、予算措置が欠かせないものが多い。教育委員会には、いじめの未然防止に向けて、学校や児童生徒の活動が活性化し、市民協働の防止活動や育成活動が活発化するように、創意ある施策や各種の支援策の実効が望まれるところである。

以上